

認定審査会 運用規定 新旧対照表

旧	新
<p>(業務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 認定の新規および更新申請に対し、受理・審査を行い、本協会会長に答申する。 3 認定研修会における付帯業務。 4 その他、審査会長が必要と認めた事項。 <p>(構成員)</p> <p>第3条 審査会の構成員は、次のとおりとする。</p> <p><u>2 審査会長1名、審査員5名以内とし、審査会長および審査員の任免は、本協会会長がこれを行う。</u></p> <p>(附則)</p> <p>本規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 認定の新規および更新申請に対し、受理・審査を行い、本協会会長に答申する。 3 認定研修会における付帯業務。<u>なお、付帯業務の一部は、委譲できるものとする。</u> 4 その他、審査会長が必要と認めた事項。 <p>(構成員)</p> <p>第3条 審査会の構成員は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2 委員は、6名以内とする。</u> <u>3 審査会長は委員の互選により選出する。</u> <u>4 委員および審査会長の任免は、本協会会長がこれを行う。</u> <p>(附則)</p> <p>本規定は、平成26年4月1日から施行する。<u>本規定は、平成28年2月14日から施行する。</u></p>